

千曲市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

教育総務課

千曲市教育委員会組織規則（平成15年千曲市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

「

参事、副参事

」を

「

担当部長、参事、副参事

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月29日提出

千曲市教育長 小松 信美

千曲市教育委員会組織規則（平成15年千曲市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
(職) 第4条 (略) 2 必要に応じて事務局及び学校以外の教育機関等の組織に、次の職を置くことができる。				(職) 第4条 (略) 2 必要に応じて事務局及び学校以外の教育機関等の組織に、次の職を置くことができる。			
組織の名称		職	職務	組織の名称		職	職務
事務局	部	<u>参事、副参事</u>	上司の特命に関する事務及び重要施策の決定に参画する。	事務局	部	<u>担当部長、参事、副参事</u>	上司の特命に関する事務及び重要施策の決定に参画する。

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P7641

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市教育委員会組織規則の一部を改正する規則</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>令和4年10月から事務局の組織に担当部長職を置くことに伴う 「教育委員会組織規則」の改正</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>教育委員会事務局の組織に担当部長職を置くことに伴い、第4条第2項を改正する。</p>	